

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成30年4月24日

千葉県選挙管理委員会委員長 長谷川 康博

1 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
大塚 健児	大塚けんじ後援会	平成28年12月31日
宮本 英五郎	よしい由美後援会	平成29年3月31日

2 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
平野 貞夫	平野貞夫後援会	平成30年2月28日
小野崎 正喜	政正会	平成30年3月19日